那須りんどう湖グランピング場宿泊約款

第１条（適用範囲）

1. 那須りんどう湖グランピング＆キャンプ場（以下、「当宿泊施設」といいます）がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる規則（以下、「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款及び利用規則に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。なお、客室に備え置きの「那須りんどう湖グランピング場ご利用規約」は、この約款と一体となる利用規則の１つであります。
2. 当宿泊施設がお客様との間において、法令や前記慣習と異なる特約をした場合において、当該特約が公の秩序に反しない場合には、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第２条（宿泊契約の申込み）

1. 当宿泊施設に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。
    1. お客様の氏名
    2. 宿泊日及び到着予定時刻
    3. 宿泊日当日に連絡のとれるお客様の連絡先
    4. その他当宿泊施設が必要と認める事項
2. 前項に基づき当宿泊施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当宿泊施設に申し出ていただきます。
3. お客様が、宿泊中に第１項（２）の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

第３条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当宿泊施設が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の基本宿泊料金を当日又は当宿泊施設が請求したとき、お支払いいただきます。
3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当宿泊施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。

1. 前条１項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して１０日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の１５時まで）に連絡がとれないとき。
2. 当宿泊施設からの連絡を拒否されたとき。 →どのように変更すればよいのかわかりませんでした

第４条（宿泊契約締結の拒否）

1. 当宿泊施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
    1. 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
    2. 満室により客室の提供ができないとき。
    3. 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
    4. 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
    5. 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
    6. 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
    7. 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
    8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
    9. 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当宿泊施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当宿泊施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
    10. 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
    11. 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
    12. 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
    13. 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
    14. その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第５条（お客様の契約解除権）

1. お客様は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第２に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。
3. お客様が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当宿泊施設は、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することができるものとします。

第６条（当宿泊施設の契約解除権）

1. 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
    1. お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
    2. お客様が、当宿泊施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
    3. お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
    4. 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
    5. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
    6. 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
    7. 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
    8. 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。
       なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。
    9. この約款又は当宿泊施設の利用規則に違反したとき。
    10. その他、第４条の各号、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第２条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第２条に基づき

申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第３条３項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

3. 当宿泊施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第１項（3）及び（5）の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第７条（宿泊の登録）

1. お客様は、旅館業法第６条、同法施行規則第４条の２及び当宿泊施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当宿泊施設のチェックインカウンターにおいて、次の事項を登録していただきます。
    1. お客様及び宿泊者全員の氏名、年令、性別、住所及び職業
    2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
    3. 出発日及び出発予定時刻
    4. その他当宿泊施設が必要と認める事項

第８条（客室の使用時間）

1. お客様が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、当宿泊施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。
   但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当宿泊施設は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。
   この場合において、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合は、1 泊分の宿泊料金相当分の追加料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。
3. 前二項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当宿泊施設は、安全及び衛生管理その他当宿泊施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第９条（利用規則の遵守）

1. お客様は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設の定める利用規約に従っていただきます。

第１０条（営業時間）

1. 当宿泊施設内の各種施設等の営業時間は、館内備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内いたします。

2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。

第１１条（料金の支払い）

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、本宿泊約款末尾記載の別表第１（以下、単に「別表第１」という）に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当宿泊施設が請求したとき、日本円、又は当宿泊施設が承認する決済手段を用いる方法により、チェックインカウンター又は当宿泊施設が指定する場所において行っていただきます。

第１２条（当宿泊施設の責任）

1. 当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、当宿泊施設にはお客様に対する賠償責任は生じません。
2. 当宿泊施設は、お客様の前項の損害に対処するため、施設賠償保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

第１３条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当宿泊施設は、お客様に契約した客室を提供できないときは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当宿泊施設は、前項に基づく他の宿泊施設のあっ旋に努めたものの、あっ旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。この場合における解除の通知については、第６条２項の規定を準用するものとします。

第１４条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設に連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします。
2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合、当宿泊施設は、原則として発見日を含めて７日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。

   但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。

   また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウト日中に連絡がない場合には、当宿泊施設にて任意に処分させていただきます。
3. 当宿泊施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

第１５条（駐車の責任）

1. お客様が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、当宿泊施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。
2. お客様によるこの約款もしくは利用規約に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当宿泊施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に、当宿泊施設が被った損害を賠償していただきます。

第１７条（客室の清掃）

1. 当宿泊施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
2. 前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第１８条（約款の改定）

1. この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。
   この約款が改定された場合、当宿泊施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当宿泊施設のホームページに掲出するものとします。

別表第１ 宿泊料金の算定方法（第１１条関係）

（内訳）

宿泊料金	基本宿泊料金、室料、飲食料金及びサービス料
付帯料金	追加飲食料金及びその他の利用料金とサービス料
税金	消費税、入湯税等（温泉地のみ）

（注）

1. 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。
2. 大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、3 歳以下に限るものとし、ベッド 1 台につき最大 1 名様（3 歳未満の乳幼児は人数に含みません。）までとさせていただきます。
   但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。

別表第２ 違約金（第５条関係）

通常期における違約金（サービス料を除く）

連絡なしの不泊	当日	前日	３日前
100%	100%	80%	50%

利用規約当宿泊施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の利用規則を定めております。

この規則に違反したときは、宿泊約款第 6 条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

第 1 項 当施設の利用にあたっての禁止・注意事項等

1. 施設全体について
    1. 環境共生型施設

        当那須りんどう湖グランピング＆キャンプ場は環境共生型施設です。生物の多様性など敷地の持つ自然を最大限活かし、自然の中には様々な生物が生息しております。

        ご理解とご了承お願いいたします。
    2. 施設利用にあたって

        - ご宿泊のお客様以外のグランピングエリアへの立ち入りの禁止
        - 他の宿泊スペースへの立入の禁止他のお客様がいる宿泊スペースには立ち入らないでください。

          お子様連れのお客様はお子様の動向にご注意ください。
        - サイレントタイム（静寂時間）

          ２2 時以降はサイレントタイムとなります。

          また、安全確保のため軽度な照明を点灯致しますが、湖の周辺は暗く雨や夜露により滑りやすくなっております。近づく際には十分ご注意ください。
        - 場内への音響機器（スピーカー/楽器なども含む）のお持ち込みはご遠慮ください。
        - 場内でのボール遊びは全面禁止です。

          ボール以外のお持ち込み遊具につきましても、周りのお客様のご迷惑となる場合はご遠慮いただく事がございます。
        - 施設内の湖への入水・遊泳の禁止

          お子様連れのお客様は、特にご注意ください。
        - 指定場所以外および室内は全面禁煙（場内では、たばこの販売は致しておりません。）

          喫煙は指定の場所でお願いします。
        - 場内での花火の全面禁止 (指定場所でのみ、手持ち花火は可能です)
        - 施設内は直火/焚火禁止
        - グランピング室内の家具・備品は移動しないようお願いいたします。破損・紛失された場合は弁償していただく場合がございます。

3. その他

- 暴力団関係者・入れ墨をされている方のご利用のお断り
- 他のお客様のご迷惑となるような行為の禁止ご迷惑となる行為をされた場合は、当施設より注意させていただきます。その際には速やかに改善をお願いします。改善が見られない場合は退場をお願いします。
- 当施設は、悪天候/災害など安全にグランピングをお楽しみ頂くことができない場合には、ご利用を中断し避難行動に移る場合がございます。
- 当施設のご利用にあたって、利用者ご自身の不注意による事故、施設内の危険防止行為範囲を超えて回避できない要因による事故について当施設は一切責任を負いません。

2. 各施設について

1. 貴重品、所持品等の管理・保管

- 貴重品・高価品等については、お客様御自身で管理をお願いいたします。お客様が当施設内にお持ち込みになった物品、現金並びに貴重品・高価品について、滅失・毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いかねます。
- 夜間の食材等の保管施設周辺は自然豊かな地域となります。昆虫/野生動物が多く生息します。夜間の食材などは冷蔵庫もしくは室内にて保管してください。
  （対策はさせていただいておりますが、季節により害虫も寄ってきますのでご了承ください）

2. シャワールームの営業及びその利用

- シャワールームはチェックインからチェックアウトまでご利用いただけます。

3. お食事について

- 悪天候によりお食事の提供が別の指定された場所になる場合がございます。ご了承ください。
- ガスグリル等、火器の取り扱いは十分気を付けてください。利用後は必ず火が消えたことを確認してください。
- 夕食は季節によって内容が変更になります。

4. ご宿泊について

- お部屋を空けられる際には安全の為、施錠にお努めください。

- 貴重品は各自管理をお願いします
- アルパカグランピング・湖上グランピングのお部屋にはエアコンが完備されています。快適な状態でお寛ぎください。
- 湖畔グランピングはエアコンがないため、冷風機(夏)、ストーブ(冬)にてご対応させていただいております。体温調整できるものをお持ちください。
- シャワールームのご利用は チェックインからチェックアウトまで使用可能です。

第 2 項 施設利用上の一般的な禁止事項・注意事項について

1. 当宿泊施設内での次に定める行為は固く禁止しております。
    1. 宿泊施設にある備品以外の暖房用、炊事用の火器及びその他の電化製品の使用
    2. グランピング室内、キャンプ区画内、その他の火災が発生しやすい場所及び当宿泊施設所定の場所以外での喫煙
    3. 喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
    4. 次に定める物品の持ち込み
        - 動物、鳥類等（盲導犬等を除く。）
        - 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
        - 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品
        - 許可証の有無如何に関わらず銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
        - 著しく多量もしくは重量のある物品
        - 悪臭を発するもの
        - ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
        - 当宿泊施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
        - その他当宿泊施設が客室への持込みを禁止することとした物品
    5. 公序良俗に反する行為
    6. 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
    7. 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
    8. 客室以外の場所での所持品の放置
    9. 客用以外の施設への立ち入り
    10. 当宿泊施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
    11. シャワールーム内及び大浴場内での染毛・漂白剤等の使用

12. 客室内でお香などを焚く行為
13. 営利を目的とした活動
14. その他当宿泊施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

2. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。
    1. 宿泊を目的としない利用
    2. 外来者との客室での面会
    3. 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること
3. 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し入れます。
4. 駐車場のご利用方法
    1. 駐車台数はお一人様 1 台とさせていただきます。
    2. お客様のご利用時間は、原則としてご到着時から当宿泊施設が定めるチェックアウト時刻までとさせて いただきます。
    3. 駐車場敷地内での洗車は、原則禁止致します。
5. りんどう湖園内等ご利用方法
    1. 駐車場は移動せずに園内ご利用いただけますが、入園ゲートにお越しいただいてからの入園となります。

付則

この宿泊約款及び利用規則は、令和 2 年 8 月 23 日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします

りんどう湖ファミリー牧場近隣の緊急連絡先

※深夜・早朝にトラブルが発生した際の連絡先です。

【那須消防署】
住所：〒329-3215　那須郡那須町大字寺子乙 3967 番地 94
TEL：0287-72-1215
FAX：0287-72-1292

【救急車】TEL：119

【那須地区夜間急患診療所】※診療科目：小児科、内科
住所 : 大田原市中田原 1081-4　那須赤十字病院　本館 1 階
TEL：0287-47-5663
診療日：毎日
受付時間：午後 6 時 30 分から
診療時間：午後 7 時から午後 9 時 30 分まで

りんどう湖ファミリー牧場グランピング所在地
〒325-0397 栃木県那須郡那須町高久丙 414-2